

国会での請願採択を踏まえ各交通事業者への働きかけを強めることを求める意見書

オリンピック・パラリンピックの開催を前にバリアフリーの機運が高まっており、第198回国会では「精神障害者の交通運賃に関する請願」が衆参両院で採択された。

障害者基本法では、精神障がい者は身体障がい者及び知的障がい者と同じ障がい者として定義されている。障がい者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっている。現在、身体・知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から精神障がい者は除外されている。精神障がい者においても「自立」、「平等」及び「社会参加」を促進するためには、身体障がい者及び知的障がい者と同様に精神障がい者にも交通運賃割引制度が適用されなければならない。

これまで、大手私鉄では、西鉄が全国で初となる精神障がい者の運賃割引を実施し、政令市の札幌市、名古屋市、福岡市の公営交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきた。平成30年10月に発表された航空会社の3障がい共通の割引制度の実現は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが航空事業者を受け止められたものである。

こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つJR、大手私鉄等の交通事業者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに精神障がい者にも他障がい者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要がある。

よって、国においては、精神障がい者についても、身体障がい者及び知的障がい者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とするよう交通事業者に更に働きかけを強めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月6日

生 駒 市 議 会